

市民センターにおける政治活動について

使用できる事例

- ①公職選挙法で定められている選挙運動期間中の個人演説会や政党演説会
 公職の候補者が、市民センターを使用して個人演説会を開催するときは、選挙期日の告示後で開催したい日の2日前までに個人演説会開催申出書を所在地の区選挙管理委員会に提出してください。（市民センターへは直接申し込みできません）
 その後、区選挙管理委員会が市民センターに開催通知を送付し、市民センターが利用の可否を確認した後、区選挙管理委員会及び候補者に開催の可否を通知します。
 なお、政党演説会についても、同様の手続きが必要です。
- ②市議会議員が、市政に関する情報を市民に提供したり多様な市民の意見と市政の課題を把握しようとする活動
- ③県議会議員又は国会議員が、県政又は国政に関する情報を市民に提供する活動
- ④政党内部の会議や報告会
- ⑤一般市民団体が主催する政治活動に関する学習会

《参考 選挙公示（告示）日を境にした政治活動・選挙運動のための使用について》

公職選挙法に規定されている選挙運動期間は、「公示（告示）日に立候補の届出を受理されてから投票日の前日までの間」と定められているため、選挙公示（告示）日を境に、市民センターで行うことができる政治活動等が異なります。なお、個人演説会開催の申し出は、公示（告示）日後、開催すべき日の2日前までに行う必要があるため、個人演説会を開催できる日は、早くても公示（告示）日後の翌々日からになります。

	通常時 (選挙運動期間中以外)	選挙公示(告示)日	選挙運動期間中
選挙運動のうち 個人演説会等 (上記 ①)	/		○
政治活動 (上記 ②, ③, ④, ⑤)	○		○*

※ 選挙運動期間中の、政党その他の政治団体が行う政治活動については、公職選挙法の規制を受ける場合があります。詳しくは選挙管理委員会にご確認ください。

その他、政治活動・選挙運動について、ご不明な点は、最寄りの選挙管理委員会にご確認ください。

選挙管理委員会への連絡先は下記の URL からご確認ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/senkyo/file_0044.html